

（午前10時50分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第16 議案第11号 橋本市自治基本条例策定委員会条例について

○議長（中本正人君）日程第16 議案第11号 橋本市自治基本条例策定委員会条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）大いに問題があると思うんです。

それで、いろいろ流行みたいになって自治基本条例というのは全国的に扱われておりますけれども、いろいろ問題点、極めて重要な問題点がありますので、私としては、その危険性に気がついてくれているのかなどという観点から質問させていただきます。

その資料としては、橋本市がたたき台として市職員に配ったものを資料として、抽象的にいろいろ言うよりも、こういうことでどういうお考えですかということ伺いたいです。決して内容についてどうのこうのいう質問ではありませんので、その点、ご了承いただきたいと思います。

まず、第1条に、市運営に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治の推進と、これ、地方自治の本旨ということはどういうことかなということですので。それがまず一つ。それから、定義のどこ

ろで、市民の定義で、市内に在住、在勤、在学、または市内で活動していると、こういう人たちをも市民と含むような危険性があります。

○議長（中本正人君）1番 松浦議員に申し上げます。ただ今の質問は内容に入っていると思いますので。

○1番（松浦健次君）いや、内容ではなくて、その危険性について抽象的に言うたらわかりにくいので、こういう具体的に一般論として話してるんです。一般論としてこういう危険性があるけれども、どういふそれに対してお考えですかと。

○議長（中本正人君）それも一応、内容についての危険性ということ違いますかな。

○1番（松浦健次君）自治基本条例をつくと。これをたたき台として出しているということは、その基本条例の危険性についてもこれから読み取れるんで、それで、基本条例の内容、一つ一つの内容じゃなくて、一般論として、全国的にやっている基本条例はこういう問題点があるんですよと。その問題点について、どうお考えですかということ聞きたいんです。

○議長（中本正人君）ちょっとこの質問は、基本条例の中身に入っていると思いますので、それをちょっと控えてくれませんか。

○1番（松浦健次君）こういうことをつくるというんだから、こういうことというのは、こんな危険性がありますよと。内容を全くわからなかったら別ですよ。市としたら、こういうふうには、こういう傾向のものを出しますので、こういう色合いのものを出しますので

ということになってるんでしょう。その色合いについては、こんな問題がありますよということをお願いなんですけど、どうなんでしょうかね。

○議長（中本正人君） 暫時休憩します。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時4分 再開）

○議長（中本正人君） 再開いたします。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君） お騒がせしました。ちょっと質問の仕方がまずかったようなので、いっぺん趣向を変えてやってみます。

自治基本条例策定委員会条例の問題点について伺います。公募市民に応募できる人は一部の限られた人だと。これはやっぱりいろいろ公募してやると思うんですけども、それは一部の限られた人、時間と体力がある人、暇がある人、そういう人しか、市民市民と言われても参加できないと。公募市民の選考過程が公表されるのか。経歴、公募申し込みの内容、思想信条が個人情報として理由に公表されない。その内容の信憑性を市は確かめる能力も持っていない。ブラックボックスで選ばれた委員が、市の条例策定にかかわること。問題点はないか。

そして、委員になる人は市民から何の信頼も得ていない。選挙で選ばれたのは市長であり、議員である。それに対して、いわゆるよく最高法規と、自治条例は最高法規と言われるそうですけれども、そういうものに市民の信頼を得ていない議員、市長以外の人がつくっていいのかということ。

それから、市民がこれを知っているのか。まず、条例をつくるかどうか市民に周知すればよい。部課長が時期尚早と言っているのも、やはり理想とするものがあっても、この条例

でなければならんというような必要あるのかなと。市当局が、一つ一つの課題に対して市民のご意見を伺う、そういうことはやっぱり大事だとは思いますが、最高法規として条例で決めてしまうというのはどうなんでしょうね。

まず、市民の範囲というのも、橋本市民からほかの市民にも広げるといような傾向、今は具体例としてですけども、つくった市町村は、自分の市町村の住民以外にもそういう市民という範囲を広げるといような傾向もありますけれども、これも危険で、住民自治という地方自治の本旨からいえば危険であると思います。いわゆるプロ市民とかいうて、今あちこちで騒いでいるんですけども、市民でない人が、市民だ市民だというて入り込んでくる危険もある。それに対してどうかと。

それと、市民に説明をしなければならない、市民が説明を求めるといことがよく言われてるんですけども、今だったら説明を求めても、その範囲とかそういうことについて、市独自の裁量でこれは認めたほうがいいと、公開する、説明すると。これは今したら具合悪いなというふうに判断して、市の裁量でやられてますけれども、多くの自治条例におきましては、それは裁量の範囲じゃなくて、私は市民だから説明しろというふうに書いてあるだろうと、だから説明してくださいよと、いろんなことで説明、説明義務がここにあるとされたときに、市は本当に対応できるのか。説明の範囲についても、内容についても、やっぱり非常にいちいち判断するのは困難ではないんでしょうかね。

それで、市民市民と言われますけれども、市民って、私たち議員20人も市民です。その市民の後ろには何万票という市民の支持が出てきていると。それで決めてくださいという話なんですけども、今度、市民が参加

して何かをやる、決めるというときに、たかだか100人以下の人が入って、あるいは50人、30人かもしれないと。その後ろに影響ある人が1,000人、2,000人いたとしても、やはり議員は議会でみんな議論して決めるんだと。市民として参加する人は誰か、どういう基準で市民として出てくるのか、決めた人はどんな責任を負うんか。議員だったら選挙でたたき落される。しかし、ここに参加した市民は何の責任も負わない。それもおかしい問題ではないんでしょうかね。

○議長（中本正人君）ちょっとすいません。

○1番（松浦健次君）大きく危惧するところは、説明責任を果たせ、参加させろ、どの範囲で参加させるか極めて微妙な問題で、裁量権を、その、今の点についての裁量も縛り込んでしまうと。何でも市民参加、何でも意見を聞けと。そうなったら、橋本市の市政は円滑に執行できますか。混乱をいたずらに招くだけではないんですか。その辺、どういうふうにお考えですか。

○議長（中本正人君）答弁願います。

政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）どのように考えるかということなんですけども、質問全般にわたりまして、質問の論点というのが少しわかりにくかったんですけども、基本的に今、いろんな自治基本条例に関する問題点を、内容を、議員なりの問題点というのもいただきましたので、そういったことも参考に委員会のほうでいろいろ議論をしていきたいというふうにお考えしております。

今この場において、この内容について私がどうのこうのと言える、そういう立場ではないというふうにお考えしております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）内容云々じゃなくて、これをつくることによって市政の停滞を招か

ないか、混乱を招かないかと。そこがやっぱり大きな私、心配しているところなんですよ。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

私は全く市政の混乱は招かないというふうに思っていますし、昨日も一般質問の中で答弁させてもらいましたように、やはりこれからの時代、市民の皆さんに協力をしていただかないと、この市政運営はやっていけないのかなというふうに思っています。

昨日もお話ししましたように、なかなか職員も退職しただけ採用できるという状況ではありませんので、職員の負担も重くなっていくということも十分考えられますが、市民の皆さんに協力をいただくことによって、職員の負担も軽減できていくのではないかと。

そしてまた、市民の皆さんの声を反映することによって、新たな取り組みというのでもできてくるのではないかとというふうに思っていますし、これによって市民の皆さんの義務であったり責任というのが明確化されるわけでありまして、私は別に問題が、市政の混乱を招くということは絶対あり得ないと思っておりますし、いろんな問題もそれはあると思っております。

でも、これからつくっていく中で、今回は策定委員会に対する条例です。これから本当に議論を深めながら、シンポジウムも開きながら、こういうことをつくっていきますよというふうに進めてまいりますし、また、これからつくっていくということでありまして、その市民というのがどんどん広がっていくわけでもありませんから、ただ、当地に来ていただいている、例えば企業に協力を求めることもそうでありまして、お勤めの方もおられますし、みんなでこの橋本市を盛り上げていこうというふうな考え方のもとでつくっていま

す。

つくるまでは職員にとっても負担かもわかりませんが、つくり上げていけば、職員も少し行政に、自分の専門分野のほうに集中できることも考えられますし、また、地域包括ケアシステム、この質問もたくさん議会ごとに出てきますけども、これとて市民の皆さんの協力をいただかないと、地域づくりであったり、健康づくりであったり、介護予防というのは職員だけで進めていくこともできませんし、防災の面においても、ひょっとしたら私たち、地震があつてそこへ急行できない日々が1週間以上続くということも考えられる中で、そういうときには自主防災会の皆さんに、申しわけないですけども私たちが行くまで、自分の地域を守っていただけますかというふうな、そういうことをしていくという意味で、今後とも行政と議会、そして市民の皆さんと一緒に、まちづくりであったり行政運営をしていこうというふうにしていこうとは思っていますし、先ほど言われた、市長と議会で決めるというようなお話もありましたけども、今、現状、議会の皆さんの基本条例の中で、市がやる部分についての参加というのは制限をされておりますし、そこへ、そしたら市議会議員の皆さん、何人か入ってもらえますかということであつて、いや、これやったら入りますよということであれば、そこに市議会議員の皆さんという条項も入れてもいいわけですから、ただ、自治基本条例ですので、市民の皆さん抜きで物事を考えていくのは逆にどうかなというふうに思っています。

私どもも、今、地方創生の中でも、今までの役職経験者ではなくて、若い人たちの意見も取り入れるような取り組みも始めておりますので、今後、自治基本条例を進めていく中で、議会の皆さんからもいろんな意見をいただければいいのかなというふうに思っております

ので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第17 議案第12号 橋本市税条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第17 議案第12号 橋本市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）所得税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う一部改正ということなんですけれども、この条例を読んでも、正直何のことかさっぱりわからないんです。申しわけないんですけど。それで、中身のポイントと、これが改正されたことによって橋本市に対してどのような影響があるのか、2点についてお尋ねいたします。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）それでは、議案第12号 橋本市税条例の一部を改正する条例について、ちょっとポイントということでしたので簡単に説明申し上げます。

平成27年11月26日に、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決めが署名されました。

本改正は、平成28年度税制改正の大綱中、この取り決めで規定された内容の実施に関する国税の取り扱いに準じて所要の改正を行う

ものです。

今回の改正では、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について、附則第20条の2を新設し、開設前の附則第20条の2、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例が、この新設に伴って1条文ずれ、附則第20条の3になります。

これらの規定は、一つの条文が非常に長く、かつ準用、読み替え規定も多々あることから、具体的な例をお示ししながらご説明させていただきます。

まず、附則第20条の2第1項では、例えば、日本国居住者が台湾の民間金融機関から利子を得るような場合、改正前は、日本では所得税15%と住民税5%の計20%が課され、台湾では基本的に20%、合計で40%の課税がなされていたところ、改正後は、日本国内の居住者に対し20%で課税できるにもかかわらず、日本での源泉徴収税額が10%しか課税されないため、残りの10%を課税するための法整備がなされたので、この分を確定申告により所得税15%、県民税2%、市民税3%、計20%として課税することとなります。その結果、日本においては改正前と同額が台湾ではゼロになり、合計20%が課されることとなります。

ただし、この金融機関が台湾の中央銀行などの特定の公共的な機関の場合は源泉徴収税額が非課税になり、この場合も確定申告により所得税15%、県民税2%、市民税3%、計20%が課されることとなり、その結果、日本においては改正前と同様の課税が台湾ではゼロになり、合計20%の課税となります。

また、第2項では、特例適用利子を有する所得割の納税義務者について、総所得金額等に特例適用利子の額を含めること、及び調整控除等を行う場合、算定する所得割の額にこの課税の特例に基づく所得割の額を加えるこ

とを定めています。

第3項では、日本国居住者が台湾の民間の投資ファンドに出資し配当を得るような場合にも、第1項と同様の特例が適用されることを定めています。

第4項では、第3項の配当所得について、総合課税ではなく分離課税を適用するのは申告書にその旨の記載があるときに限ることが定められています。

第5項では、特例適用配当等について分離課税を適用した場合、第2項における特例適用利子等と同様に、当該特例適用配当等を有する所得割の納税義務者について、その総所得金額等に特例適用配当等の額を含めること、及び調整控除等を行う場合、算定する所得割の額にこの課税の特例に基づく所得割の額を加えることを定めています。

次に、附則第20条の3は、従来からある条文であり内容的には変更ありませんが、文言の表記方法について所要の改正を行うものです。

それと、先ほど市への税収への影響ということでご質問をいただいたんですけども、日台民間租税取り決めでは、今回の条例改正で取り上げた利子、配当、所得以外にも不動産所得、事業所得、譲渡収益、報酬、給与所得についても取り決めがあります。それぞれこれらの所得について、これまで日本国、和歌山県、橋本市で課していた所得に係る税を台湾で課すことになるケースも想定されており、これに伴い橋本市の市民税が減る可能性もありますが、軽微なものではないのかなと思われれます。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第13号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第18 議案第13号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第14号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第19 議案第14号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので

で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、総務委員会に付託いたします。

---

**日程第20 議案第15号 橋本市道路占用料  
条例の一部を改正する条例につ  
いて**

○議長（中本正人君）日程第20 議案第15号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第21 議案第16号 橋本市児童遊園設  
置及び管理条例の一部を改正す  
る条例について**

○議長（中本正人君）日程第21 議案第16号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、委員会の付託を省略いたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市児童遊園設置  
及び管理条例の一部を改正する条例について  
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

**日程第22 議案第17号 橋本市簡易水道減  
債基金条例を廃止する条例につ  
いて**

○議長（中本正人君）日程第22 議案第17号 橋本市簡易水道減債基金条例を廃止する条例  
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市簡易水道減債基金条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。